

秋田県告示第162号

平成28年秋田県告示第589号の公共測量について、平成29年2月28日終了した旨秋田地方法務局長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一